

IASB Update

2019年10月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 10 月 22 日（火）から 24 日（木）までロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [適用に関する事項](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [経営者による説明](#)
- [IFRS 第 17 号「保険契約」の修正](#)
- [IBOR 改革と財務報告への影響](#)
- [資本の特徴を有する金融商品](#)
- [動的リスク管理](#)
- [SME 基準の見直しとアップデート](#)
- [SMEs である子会社](#)
- [会計方針と会計上の見積り（IAS 第 8 号の修正）](#)

適用に関する事項（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2019 年 10 月 22 日に会合し、適用に関する事項について議論した。

有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS 第 16 号の修正）（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正についての経過措置及び発効日について議論した。審議会は、デュー・プロセスについても、修正の書面投票の許可も含めて、議論した。

IAS 第 16 号の修正は、企業に対し、有形固定資産項目の取得原価から、当該資産を経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所と状況に置く間に生産された項目による収入を控除することを禁止することになる。

経過措置及び発効日

関連情報

今後の IASB 会議：

2019 年 11 月 18 – 22 日

2019 年 12 月 9 – 12 日

2020 年 1 月 27 – 31 日

IASB Update ニュース レターのアーカイブ

過去の IASB Update は
[こちら](#)

要約のポッドキャスト

過去の IASB ボード会議
の要約のオーディオ（ポ
ッドキャスト）は [こちら](#)

プロジェクト作業計画

プロジェクト作業計画は
[こちら](#)

審議会は、この修正を、企業が当該修正を最初に適用する際に表示する最も古い期間の期首以後に使用可能となった有形固定資産項目のみに遡及適用することを企業に要求することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、1名が反対した。1名は欠席した。

審議会は、初度適用企業に対して経過的な救済措置を設けないことも暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、2名が反対した。1名は欠席した。

審議会は、修正の発効日を2022年1月1日以後開始する事業年度とし、早期適用を認めることを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

デュー・プロセス

審議会は、この修正が再公開を必要としないことに同意した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

14名の審議会メンバーのうち13名が、審議会が適用されるデュー・プロセスに準拠しており、修正の書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したと納得していることを確認した。1名は欠席した。

修正の公表に反対票を投じる意向を示した審議会メンバーはいなかった。

不利な契約 — 契約履行のコスト（IAS第37号の修正）（アジェンダ・ペーパー12B-12D）

審議会は、公開草案「不利な契約 — 契約履行のコスト」へのフィードバックについて議論した。

公開草案において、審議会は、ある契約が不利かどうかを評価する目的で当該契約の「履行のコスト」を算定するにあたって、企業がどのコストを含めるのかを明確化するために、IAS第37号の狭い範囲の修正を提案した。審議会は、そうしたコストは当該契約に直接関連するコストで構成される旨を明確化することを提案した。また、契約に直接関連するコスト及び関連しないコストの例示をIAS第37号に追加することも提案した。

審議会は、公開草案で提案した例示を、契約に直接関連するコストは次のもので構成される旨の明確化に置き換えることを暫定的に決定した。

- a. 当該契約の増分履行コスト
- b. 当該契約及び他の契約の履行に直接関連するコストの配分

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

審議会は、契約に専用の資産ではなく、契約に直接関連する資産に言及するように、IAS 第 37 号の第 69 項を修正することも暫定的に決定した。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。

審議会は次のことも暫定的に決定した。

- a. 当該修正を IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用して遡及適用することは認めない。
- b. 経過措置の中で、企業が当該修正を適用するのは、当該修正を最初に適用する事業年度の期首現在のすべての義務の履行を完了していない契約である旨を明確化する。
- c. 初度適用企業についての例外も免除も設けない。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

審議会は、本プロジェクトの範囲を下記を扱うように拡大することはしないことを決定した。

- a. IAS 第 37 号の不利な契約の定義における「経済的便益」の意味
- b. 企業が契約を結合又は分離すべきかどうか及びどのような場合にそうすべきか
- c. 企業は不利な契約に係る負債をどのように測定すべきか

14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は欠席した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトに関するデュー・プロセスのステップについて今後の会議で議論する。

不動産を内容とする単一資産企業の売却 (IFRS 第 10 号) (アジェンダ・ペーパー 12E)

審議会は、企業が通常の活動の一部として、子会社である単一資産企業に対する資本持分を売却することによって不動産を売却する契約を顧客と締結する取引に関して、IFRS 解釈指針委員会に提出された質問について議論した。

審議会は、この質問に対処するための狭い範囲の基準設定の実行可能性を評価することを決定した。14 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、5 名が反対した。1 名は欠席した。

今後のステップ

審議会は、狭い範囲の基準設定の実行可能性について今後の会議で議論する。

IFRIC Update (アジェンダ・ペーパー 12F)

審議会は、IFRS 解釈指針委員会の 2019 年 9 月会議に関するアップデートを受けた。この会議の詳細は、[2019 年 9 月の IFRIC Update](#) で公表された。

審議会は何も決定を求められなかった。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

審議会は2019年10月22日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。具体的には、審議会は簿価引継アプローチをどのように適用すべきかを議論した。

簿価引継アプローチ — 結合前の帳簿価額（アジェンダ・ペーパー23A）

審議会は、受入企業は、共通支配下の企業結合で移転された資産及び負債の認識及び測定を、移転された企業の財務諸表に含まれていた帳簿価額で行うべきであると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、2名が反対した。1名は欠席した。

簿価引継アプローチ — 結合前の情報（アジェンダ・ペーパー23B）

審議会は、基本財務諸表における結合前の情報は、受入企業についてのみ提供すべきであると暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、1名が反対した。1名は欠席した。

審議会は、今後の会議で、特定の結合前の情報を財務諸表注記において提供すべきかどうかについて議論する。

今後のステップ

今後の会議で、審議会は、簿価引継アプローチをどのように適用すべきかについての議論を完了し、取得法を本プロジェクトの範囲に含まれる取引について修正すべきかどうか及びどのように修正すべきかについて議論し、どのような情報を財務諸表注記において提供すべきかについて議論する。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

審議会は2019年10月22日に会合し、次のことについて議論した。

- a. 改訂IFRS実務記述書第1号「経営者による説明」（実務記述書）の公開草案に含めるべき補強的な質的特性に関する考え得るガイダンス — アジェンダ・ペーパー15A
- b. 事業モデルに関する考え得るガイダンスを開発するにあたって使用すべきリサーチ及び予備的な分析 — アジェンダ・ペーパー15B

経営者による説明における補強的な質的特性（アジェンダ・ペーパー15A）

審議会は、改訂後の実務記述書は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）の2.24項、2.26項及び2.28項を反映した比較可能性の記述を含める。

- b. 他の企業との比較可能性は望ましいことではあるが、目的適合性のある企業固有の情報を提供するという要求よりも優先すべきではない旨を説明する。
- c. 経営者による説明を作成するにあたり、企業の経営者は、主要な利用者が他の企業が提供する情報、過去の期間の経営者による説明で報告された情報、及び企業が公表する他の情報との比較を行う必要があるという事実を考慮する旨を記述する。
- d. 企業の経営者に次のことを要求する。
 - i. 業績指標を作成する際に行った仮定及び使用した計算方法を説明し、当該業績指標は一般に使用されている指標なのかどうかを記述する。
 - ii. それらの仮定及び方法の前年以降の変更及びその理由を説明する。
 - iii. 過去の経営者による説明で報告された事項についての新たな情報がどこで提供されているのかを強調する。
 - iv. 各業績指標についての比較情報を、趨勢の発生を示すのに十分なだけ長い期間にわたって提供する。
 - v. 経営者による説明において表示される情報が、企業の財務諸表、投資者発表資料、公開ドメインにおける他の報告書及び企業のウェブサイトで報告されている情報と整合しているかどうかを検討する。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

審議会は、改訂後の実務記述書は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 理解可能性についての議論に、表示に関する実務記述書の現行のガイダンスを含める。
- b. 経営者による説明を簡潔にすることは、経営者による説明を理解可能にするこの重要な一部である旨を説明する。
- c. 情報を経営者による説明に相互参照によって組み込むことを認める。ただし、相互参照によって組み込んだ情報は経営者による説明の一部であり、したがって、有用な財務情報の質的特性を有していなければならないという最優先の原則に従うものとする。経営者がこの最優先の原則を適用するのに役立つため、改訂後の実務記述書に以下に関するガイダンスを含めるべきである。
 - i. 情報を相互参照によって組み込む場合の経営者による説明の理解可能性の増進
 - ii. 経営者による説明が報告書への相互参照によって情報を組み込む場合に、その報告書が満たさなければならない条件

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成した。2名は欠席した。

審議会は、改訂後の実務記述書は次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 「概念フレームワーク」の 2.30 項及び 2.32 項に基づいた検証可能性の記述を含める。
- b. 経営者に次のことを要求する。
 - i. 判断に基づく情報を事実に基づく情報と区別する。
 - ii. 情報を作成するために使用したプロセス及び情報源を説明し、それを計算するために使用した仮定及び方法を記述し、当該情報の限界を記述する。
- c. 経営者による情報が従うべき保証のレベルを強制していないという記述を維持する。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

審議会は、改訂後の実務記述書には適時性に関するガイダンスは含めないことを暫定的に決定した。14 名の審議会メンバーのうち 7 名がこの決定に賛成した。1 名は欠席した。

事業モデルへの導入（アジェンダ・ペーパー15B）

審議会は、事業モデルについてのスタッフの Research 及び審議会が事業モデルについての考え得るガイダンス開発する際に考慮する必要のある疑問についてのスタッフの予備的な分析の概要について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、事業モデルについての考え得るガイダンスについて議論する。

IFRS 第 17 号「保険契約」の修正（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は、公開草案「IFRS 第 17 号の修正」についてのアウトリーチからのフィードバックの要約を受け取った。審議会には何も決定は求められなかった。

今後のステップ

2019 年 11 月の会議で、スタッフは審議会に次のものを提供する予定である。

- a. 公開草案に対するコメントレターからのフィードバックの要約
- b. トピックの再審議の計画

審議会の目的は、依然として、IFRS 第 17 号の修正を 2020 年半ばに公表することである。

IBOR 改革と財務報告への影響 — フェーズ 2（アジェンダ・ペーパー14）

審議会は 2019 年 10 月 23 日に会合し、金利指標改革（IBOR 改革）の結果として生じる可能性のある金融商品の分類及び測定に関する潜在的な会計上の論点について議論した。具体的には、審議会は次のことについて議論した。

- a. 契約上のキャッシュ・フロー又は金融商品の契約条件の変化が大幅な条件変更であるのかどうかの評価、及び大幅ではない条件変更（すなわち、IFRS 第 9 号「金融商品」が適用される場合に金融商品の認識の中止を生じさせない条件変更）についての会計上の要求事項
- b. 既存の金融商品の認識の中止を生じさせる条件変更、及び条件変更後の金融商品を「新たな」金融商品として認識することの会計上の含意

分類及び測定 — 金融商品の条件変更（アジェンダ・ペーパー14A）

審議会は、IFRS 第 9 号を次のように修正することを暫定的に決定した。

- a. 金融商品の契約条件の修正がない場合であっても、当初に予想されていたものを変更するような契約上のキャッシュ・フローの決定基礎の変更は、IFRS 第 9 号に従って金融商品の条件変更を構成する旨を明確化する。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。1 名は棄権した。
- b. 企業が IBOR 改革に関連した条件変更を会計処理するために IFRS 第 9 号の B5.4.5 項を適用することを認める実務上の便法を設け、IBOR 改革に関連する条件変更と関連しない条件変更の例を IFRS 第 9 号において示す。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は棄権した。
- c. 企業は、実務上の便法が適用される IBOR 改革に関する条件変更を会計処理するために、最初に IFRS 第 9 号の B5.4.5 項を適用すべきである旨を明確化する。その後、企業は、他の条件変更が大幅であるかどうかを決定するために現行の IFRS 第 9 号の要求事項を適用すべきである。それらの条件変更が大幅ではない場合には、企業は IFRS 第 9 号の 5.4.3 項を適用すべきである。14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成した。1 名は棄権した。

条件変更後の金融商品の認識の中止による会計上の含意（アジェンダ・ペーパー 14B）

審議会は、IBOR 改革との関連において、IFRS 第 9 号の現行の要求事項は下記の場合における適切な会計処理を決定するための十分なガイダンスを提供していると暫定的に決定した。

- a. 大幅な条件変更の後における、金融資産又は金融負債の財政状態計算書からの認識の中止及びそれによる利得又は損失の純損益への認識
- b. 金融資産の管理についての企業の事業モデルの決定
- c. 代替的な指標金利を参照した新たな金融資産の契約上のキャッシュ・フローの金利要素が、IFRS 第 9 号で要求している、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ（SPPI）という要件を満たすかどうかの判定。審議会は、IBOR 改革との関連における SPPI 評価の適用を例示するために、IFRS 第 9 号に例示を追加することも暫定的に決定した。
- d. 新たな金融資産についての予想信用損失の認識
- e. 金融負債に係る組込デリバティブの会計処理

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2019年10月23日に会合し、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトに関するプロジェクト計画について議論した。特に、審議会は、本プロジェクトの範囲で扱う可能性のある実務上の論点、及び各論点についての審議会の審議の開始予定を示したプロジェクト日程について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後のボード会議で、審議会は、本プロジェクトの範囲における実務上の論点及び潜在的な解決策の実行可能性について、発行者自身の資本性金融商品で決済されるか又はその可能性のある金融商品の分類を手始めに、議論する。

動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4）

審議会は2019年10月23日に会合し、DRM会計モデルのコア要素に関して利害関係者と協議する計画について議論した。当該協議の後に、審議会は、本プロジェクトの次のフェーズ（DRM会計モデルをさらに開発することになる）をどのように進めるのが最善なのかを決定する。

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、DRM会計モデルのコア要素に関する協議からのフィードバックについて検討する。

IFRS for SMEs 基準の2019年包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30）

審議会は2019年10月23日に会合し、IFRS for SMEs 基準の2019年包括レビュー（2019年レビュー）について議論した。

審議会の過去の決定 — IFRS 第11号「共同支配の取決め」（アジェンダ・ペーパー30A）

2019年9月の会議で、審議会はスタッフに、下記のことから生じ得る影響を扱ったペーパーを提示するよう依頼した。

- a. IFRS for SMEs 基準の第9章「連結及び個別財務諸表」における「支配」の定義をIFRS 第10号「連結財務諸表」における定義に合わせるが、IFRS for SMEs 基準の第15章「共同支配企業に対する投資」における「共同支配」の定義をIFRS 第11号「共同支配の取決め」における定義に合わせないこと

- b. 第 15 章における「共同支配」の定義を IFRS 第 11 号における定義に合わせるが、第 15 章における会計処理の要求事項は維持すること

審議会は、2019 年レビューの一部として公表する情報要請において、第 15 章を IFRS 第 11 号に合わせるべきかどうか及びどのように合わせるべきかについて意見を求めることを決定した。特に、審議会は次のことについて意見を求める。

- a. 完全版の IFRS 基準と IFRS for SMEs 基準において同一の「支配」の定義を適用すること。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- b. 第 15 章における「共同支配」の定義を IFRS 第 11 号における定義に合わせる。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。
- c. 第 15 章における会計処理の要求事項を維持する。14 名の審議会メンバーのうち 12 名がこの決定に賛成し、2 名が反対した。

SMEs である子会社（アジェンダ・ペーパー31）

審議会は 2019 年 10 月 23 日に会合し、リサーチの 2 つの部分の 2 つ目の結果について議論した。審議会は、最小限の手直しのみを加えて、IFRS for SMEs 基準の開示要求を、IFRS 基準の認識及び測定の要求事項を適用する SMEs である子会社の使用に合わせることができかどうかを検討した。審議会は、5 つの IFRS 基準についてのスタッフの開示要求の例示を検討した。

スタッフは、開示要求の例示に対する 2 つの代替的なアプローチを提示した。審議会はアプローチ 2 に従うことを暫定的に決定した。14 名の審議会メンバーのうち 8 名がこの決定に賛成し、6 名が反対した。

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲について今後の会議で議論する。

会計方針と会計上の見積り（IAS 第 8 号の修正）（アジェンダ・ペーパー26）

審議会は 2019 年 10 月 23 日に会合し、公開草案「会計方針と会計上の見積り」（IAS 第 8 号の修正案）に対するフィードバック及びプロジェクトの方向性について議論した。

会計上の見積りの定義（アジェンダ・ペーパー26B）

審議会は、会計上の見積りの定義を次のことを定めるように改訂することを暫定的に決定した。

- a. 会計上の見積りは、財務諸表上の貨幣金額のうち測定の不確実性に晒されているものである。

- b. そうした貨幣金額は、会計方針を適用する際に使用される測定技法のアウトプットである。
- c. 企業は、会計上の見積りを行う際に、判断及び／又は仮定を使用する。

審議会は、次のことも暫定的に決定した。

- a. 次のことを明確化する。
 - i. 会計上の見積りを行うために使用するインプット及び／又は測定技法の変更の影響は、過年度の誤謬の訂正から生じるものではない場合には、会計上の見積りの変更である。
 - ii. 新たな情報又は新たな進展から生じる会計上の見積りの変更は、誤謬の訂正ではない。
- b. 見積技法及び評価技法は企業が会計上の見積りを行うために使用する測定技法の一例である旨を明示する。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

他の諸側面（アジェンダ・ペーパー26C）

審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 会計方針の定義を修正しない（すなわち、IAS第8号における会計方針の既存の定義を維持する）。
- b. 変更が会計上の見積りの変更である場合には、それが会計方針の変更にもなるということはある旨を明確化する。
- c. 公開草案の第32B項に含まれていた、棚卸資産の原価算定方式の選択が会計方針の選択を構成するかどうかに関する議論は追加しない。
- d. 「IAS第8号の適用ガイダンス」から設例3を削除することを確認する。
- e. 「IAS第8号の適用ガイダンス」に、企業が会計上の見積りの定義をどのように適用するのかを例示する設例を追加する。この資料はIAS第8号に付属するが、その一部とはならない。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

プロジェクトの方向性（アジェンダ・ペーパー26D）

審議会は、本件修正を上記の変更を加えた上で最終確定し、再公開はしないことを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、本件修正の経過措置及び発効日について今後の会議で議論する。また、本プロジェクトのデュー・プロセスの手順についても議論する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。

Copyright © IFRS Foundation

コピーライト © IFRS 財団

ISSN 1474-2675